

## 採光補正係数算定における水平距離について

共同住宅のエレベーターホールや階段に対面する住戸などに多く見られる居室の採光確保について、窓の方向を斜めに傾けるなどした場合における開口部と隣地境界線等との水平距離の取り方については、以下の基準に該当する場合は、傾斜した窓の面から垂直方向（隣地境界線と直行にはならない方向）にある隣地境界線までの距離を水平距離として取扱う。

### ■取扱い基準

1. 当該居室の共用廊下側の壁の2分の1程度が傾斜した壁になっており、当該壁に開口部が設置されていること。

$$(\text{図2 } W \cong L/2)$$

2. 当該外壁を、およそ45度程度に傾斜させることによって、実態上の採光が確保できるよう計画されていること。

$$(\text{図2 } \theta \cong 45^\circ)$$

3. 当該採光のための開口部の幅は、傾斜した外壁部分の2分の1程度の幅で計画がされており、附室の形状、柱の位置なども含めて、実態として採光が確保出来るように計画されていること。

$$(\text{図2 } A \cong W/2)$$

4. 当該開口部は出窓といった局所的な部分の窓ではなく、また、床面積が算定される居室部分の壁面に設置される開口部であること。

5. 当該開口部の中心から共用廊下の端部及び共用廊下上部の庇までの距離（開口部の面から直行方向の距離）がいずれも4m以下であり、極端に居室の昼光率が低下するような計画ではないこと。2mを超える場合は低減率を掛けること。

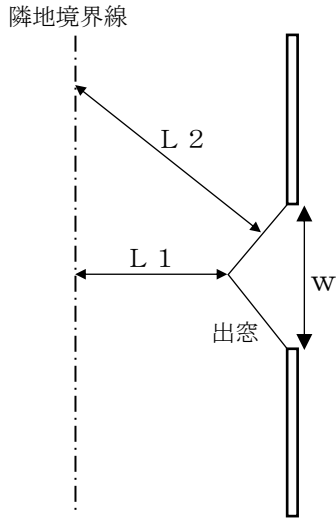
### ※ 低減の基準

$$d \leq 2 \text{ m} \quad 100\% \text{ (低減しない)}$$

$$4 \text{ m} \geq d > 2 \quad 70\%$$

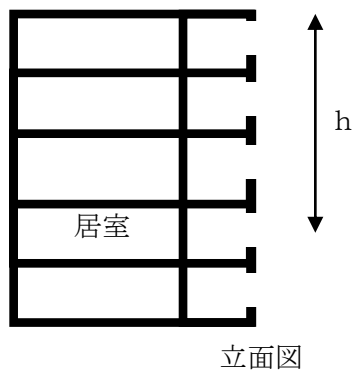
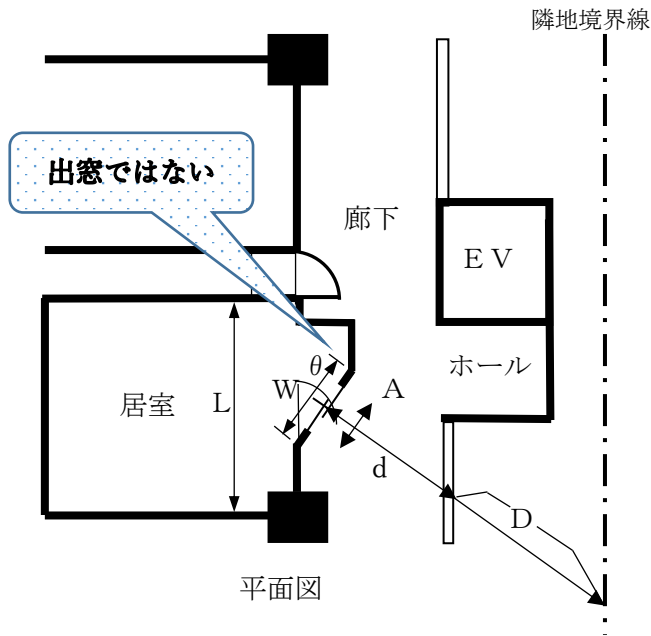
< 取扱い基準参考図 >

図1 < 原則 >



採光上補正係数算定における水平距離は隣地境界線までの最小寸法L1を採用する。開口寸法についてはwとする。

図2 < 斜め方向でも可能な場合 >



- L : 当該居室の幅 (採光検討対象の床面積算定用寸法)
- W : 傾斜する壁の幅 ( $W \geq L/2$ )
- $\theta$  : 傾斜した角度 ( $\theta \approx 45^\circ$ )
- d : 開口部中心から共用廊下端部までの距離  $d \leq 4\text{ m}$
- h : 開口部中心から建物の上部庇までの距離
- D : 採光補正係数算定における水平距離

根拠法令等

建築基準法第28条関係

建築基準法施行令第19条

建築基準法質疑応答集 第二十八条関係 ○有効採光面積 二 出窓の採光について